

海老名市コミュニティバス有料広告掲載取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、海老名市有料広告事業基本要綱（平成18年4月25日制定。以下「要綱」という。）第5条及び第6条の規定に基づき、海老名市コミュニティバス（以下「コミュニティバス」という。）の有料広告の取扱いについて必要な事項を定める。

(広告掲載箇所)

第2条 広告掲載箇所は、コミュニティバス車内の2箇所（以下「車内表示枠」という。）並びに車外の後面1箇所及び左右側面2箇所ずつ（以下「車外表示枠」という。）とする。

2 コミュニティバスの広告掲載箇所の位置については、市長が別に定めるものとする。

(広告の規格等)

第3条 広告の規格等は次のとおりとする。

掲 載 箇 所	規 格	材 質
車内表示枠	縦300 mm×横 500 mm	車内表示枠に掲載可能な紙等
車外表示枠（後面）	縦550 mm×横 330 mm	特殊フィルム等
車外表示枠（上側面）	縦330 mm×横 1,500 mm	特殊フィルム等
車外表示枠（下側面）	縦600 mm×横 900 mm	特殊フィルム等

2 前項に規定する車外表示枠に係る特殊フィルム等は、広告掲載期間中における車体からの剥離又は広告撤去に際して車体塗装の剥離が発生しないような材質としなければならない。

(広告掲載料)

第4条 広告掲載料は、次のとおりとする。

掲載箇所	月額掲載料 (1スペース)	広告掲載料
車内表示枠	1,000円	月額掲載料×月数×スペース数×車両数

車外表示枠（後面）	5,000円	月額掲載料×月数×車両数
車外表示枠（上側面）	5,000円	月額掲載料×月数×スペース数×車両数
車外表示枠（下側面）	6,000円	月額掲載料×月数×スペース数×車両数

（広告掲載期間）

第5条 広告掲載期間は、1月を単位とし、当該会計年度の12月以内を限度とする。

ただし、市長が認めた場合は、この限りでない。

（広告の募集）

第6条 広告の募集は、広報えびな、市ホームページ等で公募することとする。

2 募集は、広告枠を新たに設置したとき又は広告枠に空きが生じたときに行うものとする。

（広告掲載の申込等）

第7条 広告を掲載しようとする者（以下「申込者」という。）は、海老名市コミュニティバス有料広告掲載申込書（第1号様式）に、当該広告の見本その他必要書類を添付して市長に提出するものとする。

（広告掲載の決定等）

第8条 市長は、前条の規定により申込みがあったときは、公募終了後、要綱第3条及び第4条の規定に基づき審査し、広告掲載の可否を決定するものとする。

2 市長は、申込者が募集する広告枠数を超えたときは、次の各号の順位により総合的に判断し、決定するものとする。この場合において、同順位の者が複数のときは、掲載希望月数が多い者を優先することができる。

- （1） 国及び地方公共団体並びに公益法人等
- （2） 市内に事業所等を有する私企業
- （3） 前2号に該当しない者

3 市長は、前2項の規定に基づき、広告掲載の可否を決定したときは、海老名市コミュニティバス有料広告掲載決定通知書（第2号様式）により当該申込者に通知するものとする。

（広告原稿の提出）

第9条 広告掲載の決定通知を受けた申込者（以下「広告主」という。）は、速やかに掲載しようとする広告原稿を市長に提出するものとする。

（広告掲載料の納入）

第10条 広告主は、掲載の決定後、市長が指定する期日までに市の発行する納入通知書により広告掲載料を納入するものとする。

（広告主の責任）

第11条 広告主は、掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。ただし、市の過失により生じた場合はこの限りでない。

2 広告の作成、掲載及び撤去作業は、広告主の責任において行い、その費用は広告主の負担とする。

3 神奈川県屋外広告物条例（昭和24年神奈川県条例第62号）による許可申請等は、海老名市が行うものとする。

4 広告の撤去作業により車体塗装の剥離が生じた場合は、広告主の責任において原状に回復するものとする。

5 広告主は、広告の美観を保持するため、常にその維持補修に努めなければならない。

（広告掲載及び撤去作業の日程）

第12条 広告掲載及び撤去作業の日程は、市と広告主が協議して定めるものとする。

（決定の取消し）

第13条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、第8条の規定による広告掲載の決定を取り消すことができる。

（1） 指定する期日までに、掲載しようとする広告（原稿を含む。）を提出しなかったとき。

（2） 指定する期日までに、広告掲載料を納入しなかったとき。

（3） 市長が、業務上やむを得ないと認めたとき。

（4） その他市長が必要と認めたとき。

（広告掲載料の還付）

第14条 広告掲載料は、還付しない。ただし、市の都合により広告の掲載ができなくなった場合は、還付することができる。

2 前項の場合において還付する広告掲載料は、掲載を取り消した月以降の納付済額とする。

(委任)

第15条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成26年1月31日から施行する。

《平成19年2月1日制定》

《平成20年4月1日改正》

第1号様式（第7条関係）

海老名市コミュニティバス有料広告掲載申込書

年 月 日

海老名市長 殿

申請者 住 所
氏 名
代表者氏名
連 絡 先

海老名市コミュニティバス有料広告掲載取扱要領第7条の規定に基づき、広告を掲載したいので次のとおり申込みます。

記

広告掲載箇所	<input type="checkbox"/> 車内表示枠 箇所 <input type="checkbox"/> 車外表示枠（後面） 箇所 <input type="checkbox"/> 車外表示枠（上側面） 箇所 <input type="checkbox"/> 車外表示枠（下側面） 箇所
広告内容	
広告掲載料	
広告掲載期間	年 月 日 から 年 月 日 までの ヶ月 間
添付資料	別紙のとおり

【注意事項】

- ※ 掲載を希望する広告の見本等を添付してください。
- ※ 企業・団体等の業務内容等がわかる書類も添付してください。

第2号様式（第8条関係）

海老名市コミュニティバス有料広告掲載決定通知書

年 月 日

殿

海老名市長

年 月 日付けで申し込みのありましたコミュニティバス有料広告の掲載について、下記のとおり決定したのでお知らせします。

記

決定区分	<input type="checkbox"/> 掲載する <input type="checkbox"/> 掲載しない (理由)
広告掲載箇所	<input type="checkbox"/> 車内表示枠 箇所 <input type="checkbox"/> 車外表示枠（後面） 箇所 <input type="checkbox"/> 車外表示枠（上側面） 箇所 <input type="checkbox"/> 車外表示枠（下側面） 箇所
広告掲載料	金 円 納付期限 年 月 日
広告掲載期間	年 月 日 から 年 月 日 までの ヶ月 間
条件等	1 市長が、業務上やむを得ないと認めたときその他特に必要と認めたときは、広告掲載期間中であっても当該許可を取り消すことがあります。 2 広告にイラスト、写真、ロゴ等を使用する場合は、申込者で著作権の確認を行い、著作権料が発生する場合はその支払いをすること。市では一切の責任を負いません。